

手術の通則5及び6により院内掲示が求められる手術の実施件数

実施期間: 令和6年1月1日から令和6年12月31日の実施件数

1. 区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	23
イ	黄班下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

2. 区分2に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成術等	0
イ	水頭症手術等	1
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バゼドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術		
	腹腔鏡下手術等	29

5. その他の区分		
ア	人工関節置換術	3
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術	3
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術	0
オ	経皮的冠動脈形成術等	0